

喫煙可能室設置施設に関するチェックリスト

●届出の際に、ご自分の店舗について、以下の点を確認の上、届出の際に添付してください。

※喫煙可能室には、20歳未満の方が立ち入ることができません。店内の全部を喫煙可能室とした場合は、20歳未満の方の入店ができなくなりますので、ご注意ください。

A 設置届	
<input type="checkbox"/> 1	ご自分の店舗が以下の喫煙可能室の設置要件に該当するか確認した
	《喫煙可能室の設置要件》
<input type="checkbox"/>	(1) 令和2年4月1日時点で既に営業している
<input type="checkbox"/>	(2) 客席面積が100㎡以下である
<input type="checkbox"/>	(3) 個人経営または中小企業（資本金の額または出資の総額が5千万円以下）である
<input type="checkbox"/>	(4) 従業員がいない
<input type="checkbox"/> 2	ご自分の店舗の喫煙可能室は技術的基準に適合している
	《喫煙可能室の技術的基準》 施設の一部に設置する場合
<input type="checkbox"/>	(1) 出入口において喫煙可能室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上
<input type="checkbox"/>	(2) たばこの煙が喫煙可能室の中から施設の屋内に流出しないよう壁・天井等によって区画されていること
<input type="checkbox"/>	(3) たばこの煙が施設の屋外に排気されていること
	《喫煙可能室の技術的基準》 施設全部を喫煙可能室とする場合
<input type="checkbox"/>	(1) 喫煙可能室の外（店外）に、たばこの煙が流出しないよう壁・天井等によって区画されていること
<input type="checkbox"/> 3	①「喫煙可能室（※喫煙室用）」②「喫煙可能室設置施設（※施設出入口用）」の標識を掲示した ※喫煙可能室を施設の全部に設置する場合、②のみで可能
<input type="checkbox"/> 4	届出書は、記載漏れがないか確認した（様式は2種類・添付書類無し）

●届出内容に変更が生じた場合や喫煙可能室を廃止する際は、届出が必要となります。

B 変更届	
喫煙可能室設置時の届出書の内容から変更が生じた	
<input type="checkbox"/> 1	変更事由に関する書類を添付した
	《添付書類》
<input type="checkbox"/>	(1) 会社の概要（会社名、所在地、代表者等）が記載された登記等
<input type="checkbox"/>	(2) その他（ ）
<input type="checkbox"/> 2	届出書は、記載漏れがないか確認した（様式は1種類・添付書類が必要）

C 廃止届	
喫煙可能室を廃止することにした	
<input type="checkbox"/> 1	届出書は、記載漏れがないか確認した（様式は1種類・添付書類無し）